

琉球国中山王の、馬參魯等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五二三、八、七)

琉球国中山王、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使馬參魯・通事梁傑等を遣わし、康字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百九十五号半印勘合執照を給して正使馬參魯等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬參魯

副使二員 吾刺每 七奇錢

通事二員 梁傑 高義

火長 紅瑞

管船直庫 化倚錢

梢水共に二百二十二名

正徳八年(一五一一)八月初七日

右の執照は正使馬參魯・通事梁傑等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

琉球国中山王の、栢古等を巡達等の国へ遣わす執照

(一五二三、八、七)

琉球国中山王、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使栢古・通事蔡樟等を遣わし、寿字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、巡^じ達等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百九十六号半印勘合執照を給して正使栢古等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 栢古